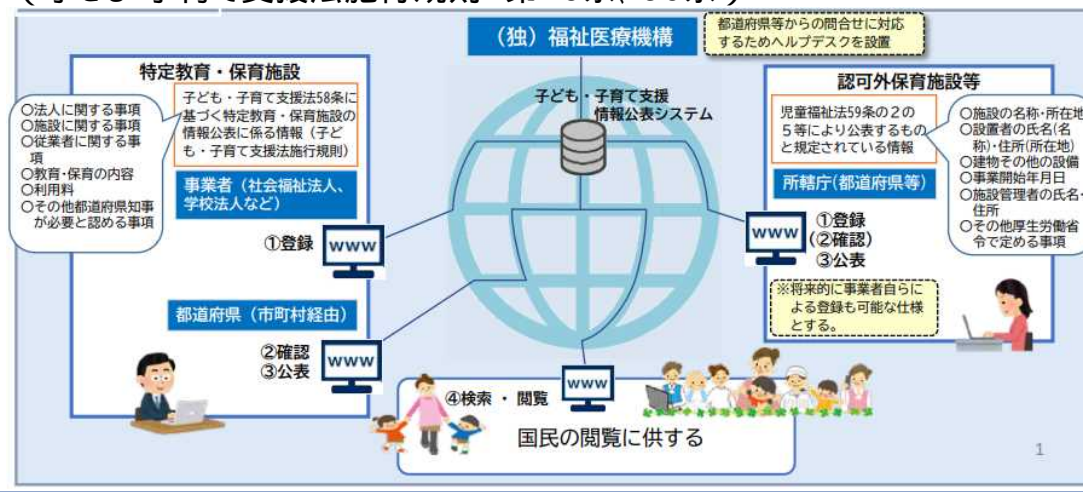


実効性を担保するための法令制度（1/5）

保育・幼児教育分野の継続的な見える化の仕組みについて、新たな法令制度として規定し、その実効性を担保することが必要となる。

Q 現行の法令制度

- 事業者は「教育・保育情報」を都道府県知事に報告し、都道府県知事が当該報告内容を公表することを求めている。
(子ども・子育て支援法 第58条)
- ただし、報告、公表が求められる情報は、**施設又は事業所単位の情報**ではあるものの、**財務的な要素は含まれていない**。
(子ども・子育て支援法施行規則 第49条、50条)



【入力・公表項目の概要】

| | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営する法人に関する事項 | 法人の名称・主たる事務所の所在地・連絡先 法人の代表者の氏名・職名 法人の設立年月日 など |
| 施設等に関する事項 | 施設等の種類、施設等の名称・所在地・連絡先、事業所番号 施設等の管理者の氏名・職名 認可・認定を受けた年月日、事業の開始(予定)年月日、確認を受けた年月日 連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称 など |
| 従業者に関する事項 | 職種別の従業者数、従業者の勤務形態・労働時間・従業者一人当たりの子どもの数 従業者の経験年数、教育又は保育に係る免許・資格 など |
| 教育・保育等の内容に関する事項 | 施設等の開所時間・利用定員・学級数・運営方針 教育・保育の内容等(保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む。) 居室面積・園舎面積・園庭の面積等 施設等の利用手続・選考基準その他の利用に関する事項 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況 事故が発生したときの対応に関する事項 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等 など |
| 利用料等に関する事項 | |
| その他都道府県知事が必要と認める事項 | |

出展:第1回 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議 資料5より該当部分を抜粋して再掲

法令制度の整備の必要性

継続的な見える化の方向性に応じた整備を行う。

- 国、地方自治体、事業者の責任と権限
- 対象事業者の範囲
- 事業者が報告する情報項目
- 公表の方法

など

実効性を担保するための法令制度（2/5）

現行の法令制度

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3～6 （略）

7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）

（法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき）

第四十九条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

実効性を担保するための法令制度（3/5）

現行の法令制度（前頁からの続き）

子ども・子育て支援法施行規則 別表第一・別表第二に掲げる項目

【別表第一】

| | |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 施設又は事業所を運営する法人に関する事項 | イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 法人の代表者の氏名及び職名 ハ 法人の設立年月日 ニ ホ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業 ホ その他都道府県知事が必要と認める事項 |
| 二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項 | イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類 ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ハ 事業所番号 ニ ホ 施設等の管理者の氏名及び職名 ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日 ト 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日 チ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。） |
| 三 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項 | イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等 ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経過年数等 ニ ホ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況 ホ その他都道府県知事が必要と認める事項 |
| 四 教育・保育等の内容に関する事項 | イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針 ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。） ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。） ニ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項 ホ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況 ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等 チ その他都道府県知事が必要と認める事項 |
| 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項 | |
| 六 その他都道府県知事が必要と認める事項 | |

【別表第二】

| | |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置 | 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況 |
| 第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項 | 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況 |
| 第三 都道府県知事が必要と認める事項 | |

出展：第1回 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議 資料5より該当部分を抜粋して再掲

実効性を担保するための法令制度（4/5）

（参考）医療・介護分野の状況

医療分野 医療法の一部改正（抄）

第10節 医療法人に関する情報の調査及び分析等

第69条の2 **都道府県知事**は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、**調査及び分析を行い、その内容を公表**するよう努めるものとする。

2 **医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）**は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が**開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告**しなければならない。

3 **厚生労働大臣**は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を**国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施**するものとする。

4 **厚生労働大臣**は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、**都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求め**ることができる。

5 **都道府県知事**は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、**電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。**

改正案には、上記のほか、（独）福祉医療機構への業務委託、学術研究又は分析等を行う第三者への医療法人情報の提供等に関する規定が盛り込まれている。

出展：厚生労働省HP「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（令和5年2月10日提出）」より該当部分を抜粋

実効性を担保するための法令制度（5/5）

（参考）医療・介護分野の状況（前頁からの続き）

介護分野 介護保険法の一部改正（抄）

第11節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

- 第115条の4の2 **都道府県知事**は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する**介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）**の当該**事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項**（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、**調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。**
- 2 **介護サービス事業者**は、厚生労働省令で定めるところにより、**介護サービス事業者経営情報**を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する**都道府県知事**に報告しなければならない。
 - 3 **厚生労働大臣**は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を**国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。**
 - 4 **厚生労働大臣**は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、**都道府県知事に対し**、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する**情報の提供を求めることができる。**
 - 5 **都道府県知事**は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。
 - 6 **都道府県知事**は、介護サービス事業者が第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その**報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができる。**
 - 7 （略）
 - 8 **都道府県知事**は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第六項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の**指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。**
 - 9 （略）

出展：厚生労働省HP「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（令和5年2月10日提出）」より該当部分を抜粋

🔍 医療・介護分野での法令制度の整備

国、地方自治体、事業者の責任と権限、対象事業者の範囲、事業者が報告する情報項目や公表の方法等について規定を新設している。